紹介状を出してもらって、山口県の医療機関を受診し、手術をしました。ところが、労基署の判断は、自宅のある神奈川から山口まで通院しなければならない医学的合理性は認められないと、一部不支給になっております。

…あらためて、この21年の事務連絡で強調している中身というのを、通達を出すなり周知すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。」

これを受け、2017年10月31日に 「中皮腫の診療のための通院 費の支給に当たって留意すべき 事項の徹底について」と題する 事務連絡が出された。そこに「中 皮腫の診療のための通院費の 支給に当たっては、全国的に住 居地等の近くに専門的な診療に 当たることのできる医療機関の 設置数が確保できていない実状 を鑑みて、中皮腫に係る専門的 医療機関の分布状況を踏まえた 通院の実態等を考慮 | すべきこ とが記され、「すべての事案につ いて、決定前に必ず本省に連絡 を行うこととし、本省からの連絡 後に決定を行うこと | とされた。

他方、公務災害における中皮腫の通院費について2017年2月16日、衆院総務委員会で近藤昭一衆院議員が質問した。人事院・総務省ともに「医学上または社会通念上必要かつ相当であると認める場合」支給されるとした。世界で最多の胸膜中皮腫例を手術している米国の病院で診療経験のある外科医が、国立山口宇部医療センターで手術を行っていることを近藤議員が取り

上げたところ、総務省は中皮腫の特殊性や「先生御指摘の事情」も考慮して判断されると答弁した。

さらに、労災以外の石綿救済 給付の患者に対しても、中皮腫 の通院費が支給されるべきである。

(斎藤洋太郎)

※68~74頁にこれまでの労災関連通達を紹介したので、参考にしていただきたい。

長距離通院費不支給撤回

北海道●新通達の運用監視が必要

2016年12月に厚生労働省の 石綿労災認定事業場公開にあ わせたホットラインで、北海道の2 人の胸膜中皮腫患者から相談 があった。ひとりは、年明けすぐ に兵庫県の病院へ手術のため に通院をする予定でいた。もう 一人は、診断がされたばかりで 主治医から片肺全摘出の手術 を薦められているということで、 今後の治療について相談があっ た。後者については、手術をす るならばすぐに山口宇部医療セ ンターの岡部和倫医師に相談し た方がよい、どこで手術をするか は自分で決めたらよいからという ことで案内した。岡部医師と連 絡を取った患者は、すぐに宇部 医療センターで手術をすることを 決めた。

2017年1月下旬には入院し、 2月には無事に手術を終えた。6 月上旬に退院し、北海道に戻っ てきてすぐに自宅から宇部医療 センターまでの往復分の移送費 を請求した。なお、この時点で 本人の労災認定はされていた。 当時、本人が提出した意見書には、初期に受診した医療機関の医師から「『この病気は難しい。手術も簡単ではない』と言われ、そのような中でもツテがあるということで〇〇大学病院を紹介されましたが、不安は消えませんでした」と心情が吐露され、宇部医療センターへの通院は「命を預けるという意味では当然の判断だった」と述べられている。

9月に入り、移送費の請求に対して札幌東労働基準監督署から不支給通知が届いた。その理由には、「主治医の紹介に基づいて通院した医療機関ではなく、あなたの判断によって通院した医療機関への移送費であるため不支給です」と書かれていた。請求金額にして約9万円となる。この少しあと、同じように北海道から宇部医療センターに通院した別の胸膜中皮腫患者の移送費の請求についても同監督署から不支給の通知が届いた。

一方で、冒頭に紹介した兵庫 県の病院へ通院した患者には、 5月の段階で約20万円(2往復 分) にのぼる宿泊費も含めた移 送費の支給が札幌中央労働基 準監督署で決まっていた。この 患者の請求に対する支給が決 まった主な理由として、紹介状に 基づく通院であったこと、兵庫の 病院の担当医が通院の必要性 について意見を述べていたこと の二点があげられる。なお参考 までに記せば、この患者も請求 時の意見書で、「主治医から『手 術しないわけではないが症例が 少ないために、手術を強く勧める ことはできない』との説明を受け、 経験のある医療機関として○○ 病院を紹介されました。当初、あ まりにも遠方でしたので、道内で 他に病院はないのかを尋ねまし たところ、道内では同じような経 験の病院しかないとのことでし た。主治医の丁寧な説明を聞き、 『命に関わる問題』だと認識し て○○病院での手術を選択しま した。万が一の事態を避けるた めの最善の選択でした」と述べ ている。

不支給となった患者について、宇部医療センターの担当医は、「日本国内には、悪性胸膜中皮腫の適切な外科治療が可能な病院は極めて少なく、宇部医療センターのレベルが日本一とされています。近年は、世界一とも言われています」、「山口宇部医療センターでは、最近の上皮型悪性胸膜中皮腫26例に対する『胸膜外肺全摘術』を含む集学的治療の5年生存率が62%です。治療成績が著しく改善していて、5年生存率:62%は世界一

の可能性が高いです」と監督署 の照会に対して意見を述べてい る。しかし、あくまでも主治医の 紹介を得ないで自己の判断で遠 方の医療機関へ通院したもので あるという理由で不支給と決定 された。

この理由からすると、移送費 が支給されるか否かは、主治医 の胸膜中皮腫外科治療につい ての理解の深さを問わず、紹介 状を書いてくれるかどうかの運・ 不運が決定的な条件になってし まう。通院した医療機関は違う が、同じ北海道内の中皮腫患者 にこのようなかたちでの不平等 な扱いがされることに対しての違 和感は強かったし、何よりこのよう な理由で不支給の通知を受け た本人が非常に憤っていた。同 じ北海道内で不当な扱いをされ ていると考えている旨を伝え、す ぐに審査請求の手続をした。

ところが10月中旬になって、本 人のもとに監督署の担当者から、 移送費を支給する旨の連絡が 入った。突然のことだったので驚 いたが、背景には、この数年間に 患者と家族の会が地道に取り組 んできた厚生労働省への陳情 が大きく影響していると考えてい る。10月31日に「中皮腫の診療 のための通院費の支給に当たっ て留意すべき事項の徹底につい て」の事務連絡が厚生労働省 からも出されているので、時期は 前後するが、これに対応をしたも のだと思う。本稿執筆段階で調 **査結果復命書を請求中であるの** で、明確な理由は現在確認中で ある。

ここ数年、遠方通院に関して 全国的に移送費の不支給事案 が出ていた。新たな事務連絡と あわせて、北海道で支給が続い たことを皮切りに、中皮腫患者に とっての当たり前の権利でもあ り、2005年に当時の尾辻厚生労 働大臣が会見で発言した「常識 的な範囲で患者さん方の納得な さる病院に行っていただく」とい う考えの趣旨が、すべての労災 認定患者の移送費支給に反映 されることを期待している。

現在でも、それまで聞いたことがない病名を宣告されて、何か最善の治療はないかとセカンドオピニオンも含めて遠方への通院をする患者と家族は少なくない。 労災の受給者に限定せず、救済給付の受給者にも療養給付とは別枠で交通費が支給されるのが、中皮腫患者のおかれた現状を鑑みた場合の平等な扱いではないかと思う。

本稿で紹介した患者以外に 北海道から宇部医療センターに 時期を同じくして通院した50代 女性の胸膜中皮腫患者がいる。 仕事と石綿ばく露の関連性が掴 めず、救済制度では認定されて いるが労災請求には至っていな い。彼女は北海道内の病院で 手術の日程が決まっていたが、 岡部医師に相談後すぐに宇部 医療センターでの手術を決めた。 経済的なゆとりがそれほどあった わけではないと想像するが、その 他の状況も含めて思い切った判 断だったと思う。人によっては、遠 方への交通費など10万円前後 の支出が難しく納得する医療機

関での手術を断念している方も いると想像する。今後も支給実 績を積み重ねて、患者一人ひとり が納得した治療に向き合えるよう支援していきたい。



泉南型国賠訴訟をめぐる進展

全国●個別周知、ホットライン、厚労省要請

2017年10月上旬に厚生労働 省は、2014年10月9日の泉南アス ベスト訴訟最高裁判決に基づい て国と和解の可能性のある被害 者本人や遺族に対して個別通 知を開始した。実施に至るまで の経過については、本誌2016年 8月号でも触れているのでご確認 いただきたい。

厚生労働省の10月2日付けの 発表によれば、①石綿工場と考 えられる事業場であり、かつ、石 綿ばく露作業を国の青仟期間内 に行っていた可能性のある事業 場において、石綿関連疾患によ る労災支給決定された方のうち 国の責任期間内に石綿ばく露 作業に従事していた可能性のあ る1.356人、②じん肺管理区分決 定者のうち石綿によるじん肺管 理区分決定者であり、石綿工場 と考えられる事業場で、かつ、石 綿ばく露作業を国の責任期間内 に行っていた可能性のある事業 場において、「じん肺管理区分決 定(管理2~4) |を受けた方(ただ し、上記1に含まれる方114人を 除く) 958人の合計2.314人に対 して、新たに作成したリーフレット を順次送付するとされた。

このうち、①の該当者で連絡 先の確認が取れている756人に 先行して通知がなされた。中皮 腫・アスベスト疾患・患者と家族の 会では、各地の弁護団と協力し て全国ホットラインを10月4-5日に 6地域(北海道、東京、大阪、岡 山、広島、佐賀)で実施した。2日 間で約550件の相談、その後数 日間の相談も含めると約600件に のぼった。

これらの結果を受けて、各地で対象と思われる被害者の労災認定に関する調査結果復命書の開示手続も続々とはじまっている。しかし、何らの労災保険給付も受けていない被害者の相続人(例えば、被災者の妻が労災治は、被災者の表が労災治したのち死亡し、その後、労災給付の対象となっていない子どもなどの相続人に通知が届いた場合など)に対して、相続人自身の個人情報ではないとして個人情報ではないとして個人情報の開示請求を認めないなどの対応をするケースなどが出てきた。

患者と家族の会と各地弁護団は11月22日に、①相続人に対する文書の開示、②相続人に対する調査結果復命書及びその添

付資料目録(目次)と被害者本 人の陳述書(聴取書)を情報提 供として速やかに開示すること、 ③被害者がじん肺管理区分決 定者である場合も被害者ないし 相続人に対して粉じん作業従事 歴申立書などの当該被害者の 就労状況把握のために必要な 資料を情報提供として速やかに 開示すること、の三点を実施する よう、厚生労働省に対して緊急 に要請した。

12月中旬には、個別周知の②に該当する819人に対して周知がなされた。ところが、12月13日付け毎日新聞(大阪夕刊版)によれば、泉南訴訟最高裁判決後から2016年10月の個別周知実施までの約3年間に、法律上の除斥期間を経過して賠償の請求権を失った被害者が全国で少なくとも54人いることがわかった。今後、最高裁判決後に除斥となった被害者への対応は関係弁護団とも協議して、何らかの対応を求めていくのかも議論していく必要がある。

さらに12月15日には患者と家族の会と各地弁護団との連名で、肺がんの療養者について国が遅延損害金の起算点を労災認定日からであると主張している事案が複数件出ていることに関して、最高裁判決に従って「確定診断日」として和解手続を進めていくよう要請を行った。肺がんについては、発病時には肺がんの原因とアスベストの関連性について自覚的でない被害者もいる。場合によっては発病から1年以上経過して労災の請求に